# 議会運営委員会会議録

令和元年8月27日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:05

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【内容】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
- (1) 名称:平成30年度決算特別委員会
- (2) 定数:11人
- (3) 人選届出期限:8月30日(金)午後5時
- (4) 設置時期:9月3日(火)定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
- (1) 一般質問通告締切日

8月28日(水)午後5時

- (2) 議案に対する質疑通告締切日
- 9月 4日(水)午後5時
- (3) 意見書案·請願提出締切日

9月 4日(水)午後5時

- 6 陳情の取り扱いについて
- (1) 陳情第5号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情
- 7 議員派遣について
- (1) 福岡県市議会議長会議員研修会(7月30日(火)福岡市)
- 8 その他
  - (1) 議員研修会の開催について 9月3日 (火) 午後1時から
  - (2) 次回委員会開催予定 9月3日(火)定例会初日 午前9時30分から

#### ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和元年度第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

まず、予算関係の議案からご説明します。議案番号が前後しますが、「議案第123号 専 決処分の承認 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、地方自治 法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求 めるものでございます。

「令和元年7月21日専決」と記載しております令和元年度補正予算資料をお願いいたします。3ページをご覧ください。

表の下の方に記載しておりますように、令和元年 7 月台風 5 号に伴う大雨災害にかかる 災害復旧に要する経費につきまして、 2 億 8 9 3 0 万 5 千円を追加して 6 6 6 億 5 4 4 1 万 9 千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略 させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」及び「議案第100号 令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、「令和元年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、主に補助事業及び本市の制度改正に伴う事務事業費の変更等、今後の所要額を補正するものでございます。一般会計は、既定の予算総額に37億4982万7千円を追加して704億424万6千円にしようとするものでございます。

工業用地造成事業特別会計は、既定の予算総額に2億1101万2千円を追加して3億305万5千円にしようとするものでございます。なお、平成31年度予算として議決をいただいた当初予算は、令和元年度予算に読み替えていただきまして、今回の令和元年度の補正予算に継続することとなります。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、説明いたします。配付しています議案概要で、説明いたします。

1ページをお願いいたします。「議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、関係する10本の条例を一括して整備するものでございます。

「議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、飯塚市土地開発公社が解散することに伴い、関係規定に記載されている「飯塚市土地開発公社」の文言を削除するものでございます。

「議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」につきましては、地方 自治法の改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、関係規定を整備するものでございま す。

2ページをお願いいたします。「議案第104号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用 弁償及び旅費に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正 する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を 定めるものでございます。

「議案第105号 飯塚市森林整備基金条例」につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、市町村に譲与される森林環境譲与税を積み立て、適正な管理運営を行うため、新たな基金を設置するものでございます。

「議案第106号 飯塚市ふるさと応援基金条例」につきましては、飯塚市を応援したいという思いを持って寄附されたふるさと応援寄附金について、寄附者の思いを具現化し、もって本市の魅力あるまちづくりを推進することを目的として、飯塚市ふるさと応援基金を設置するものでございます。

「議案第107号 飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、新体育館及び新地方卸売市場の建設用地となる体育施設並びに老朽化した体育施設を廃止するとともに、筑穂多目的グラウンドの管理運営について、指定管理者に行わせることを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」に つきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴うもので、償還免除の対 象範囲の拡大、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を調査審議する有識 者による支給審査機関の設置に関する規定を整備するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第109号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」につきましては、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の施行に伴うもので、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするものでございます。

「議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内温泉筑豊ハイツの管理運営について、指定管理者制度によらず直営により行うことを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第111号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市立病院の診療科目について、現行の「神経内科」を「脳神経内科」に改めるものでございます。

「議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、 水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制導入に伴い、更新に係る手数 料を新たに設けるものでございます。

「議案第113号 契約の締結(穂波庁舎大規模改修工事)」につきましては、穂波庁舎 大規模改修工事について、大和興業株式会社と1億7721万円で請負契約を締結するも のでございます。

「議案第114号 飯塚市土地開発公社の解散」につきましては、地価の下落や公共事業が減少傾向にあること等により、土地の先行取得を主な業務とする飯塚市土地開発公社の設立時の意義や役割が薄れてきたことから、同公社を解散するものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第115号 土地の取得(目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷)」につきましては、飯塚市土地開発公社の解散に伴い、土地開発公社が保有する土地を土地開発基金において取得するものでございます。

「議案第116号 財産の処分(山倉)」につきましては、山倉地内の鉱業権を「関の山鉱山株式会社」に売却するもので、処分価格は5720万円でございます。

「議案第117号 土地の処分(鯰田工業団地)」につきましては、鯰田工業団地の2万9720.87平方メートルを工場等用地敷として「中村精工株式会社」に売却するもので、処分価格は2億1101万2千円でございます。

「議案第118号 指定管理者の指定(いいづかスポーツ・リゾート)」につきましては、「いいづかスポーツ・リゾート」の指定管理者として、「株式会社 ソニックスポーツ」を施設の管理運営に関する基本協定締結日から令和22年3月31日まで指定するものでございます。

5ページをお願いいたします。「議案第119号 指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)」につきましては、「飯塚市庄内生活体験学校」の指定管理者として、「特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ」を令和2年度から5年間指定するものでございます。

「議案第120号 指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)」につきましては、「庄内温泉筑豊ハイツ」の管理を行う指定管理者の指定期間を現行の「5年間」から令和元年12月31日までの「3年9カ月」に変更するものでございます。

「議案第121号 新市建設計画の一部変更」につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を発行することができる期間が15年から20年に延長されたことから、新市建設計画の計画期間及び財政計画表を変更するものでございます。

「議案第122号 市道路線の認定」につきましては、農道格上げ、開発帰属、寄附採納に伴い9路線を認定するものでございます。

議案第124号から第128号までの人事議案につきましては、人権擁護委員1名が令和元年6月30日をもって辞任されましたことに伴う後任委員1名並びに任期満了に伴います4名の委員の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「平成30年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「平成30年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの16件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、30年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。報告第29号から第31号までの3件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」及び「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、平成30年度の「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲 内でお願いいたします。質疑はありませんか。

### ○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今提案理由の説明、議案の紹介があったわけですけれども、そのうち、議案第99号、一般会計補正予算(第3号)、15ページに不動産売払収入として、市有土地売払収入280万、鉱業権売払収入5720万、合わせるとちょうど6千万という区切りのいい数字がどういうわけか並んでいるんですけれども、これは、鉱業権の売払いと関連した土地の一部の売払収入だと思われるんだけれども、これは予算計上する立場が市長にはないのではないかと思うんです。それで、この際、削除して出し直してはどうかと思います。

それからもう一つ、第116号 財産の処分(山倉)については、鉱業権の売り払いに関して、議案にする必要があるので、議決を要するので出したということなんだけれども、これについても提出の理由がない。立場が市長にはないと思うんですよね。それで、撤回をしないといけないんではないかと思うんです。

私がこういうふうに述べる理由は、6月27日の定例会中に執行部の答弁で、地元住民の同意がなければ、鉱業権も市有地も売却しないという答弁をした。地元とはどこのことかというと、庄内一般ではなくて、入水と山倉の住民の皆さんのことだという趣旨のことを明確に答弁して、このことについては、私が9月1日発行の議会だよりの中で、質疑答弁の要旨ということで、議会だよりに載せるようにしています。これについては議会事務局を通じて、あなた方も質疑と答弁のやりとりがそうであったかどうかについて、見ているでしょう。そういう立場であるにもかかわらず、この内容を出すのは、こういう議案を出し、補正にこれを計上するのは、普通は考えられない。市長、どういうつもりでこれを計上し、議案を提出したのか、お尋ねしたい。

## ○商工観光課長

現在、この議案につきましては、地元と協議を進めているところでございますが、地元の意思も深く含んでおるところでございます。ただ、この鉱業権につきましては、議会の議決が必要であります。また、国にそのまま返しますと、市のほうの利益及び地元の住民の不利益、これが一つ、大きなものとなっていますので、こちらの判断としまして、この協議を進めながら、今回議案として、提出させていただいたものでございます。

#### ○川上委員

ここは議会運営委員会ですからね。事務局が心配しているでしょう。それで、市長は上程す

る立場にないんじゃないかということを聞いているわけですよ。くどいけれど6月定例会で市長は欠席していなかったでしょう。いたでしょう。地元住民というのは、入水、山倉の皆さんのこと。地元住民の同意がなければ売却はしないと。私に対する約束ではないでしょう。市の基本方針を明らかにして、つまり、飯塚市民全体に対する約束でもあったと思うんですよね。今答弁を聞いたら、協議を進めているところと言われたんだけれど、入水と山倉の皆さんから同意を得た後に、どういうふうに売却する協議をしておるんですか。それとも、同意を得るために協議を進めているところですか、どちらですか。

### ○商工観光課長

同意も含めまして、以前から要望のあった事項、これは協議の中で要望のあった事項でございますけれども、この部分を詳細に市及び事業者のほうで対応するというふうな形の部分で、 その部分を、一つ理解を求めているというところでございます。

#### ○川上委員

そうすると市長、今の段階では、入水と山倉の地元の皆さんの同意は得ていないという答弁 だと思うけれど、そういう答弁なのか、確認していいですか。

#### ○経済部長

ただいま、担当課長よりご説明しておりますように、住民の同意につきましては、ご理解を得るためにこれまでも、いろいろな諸条件について、ご説明をしてきたところでございます。また、市の方針といたしましても、鉱業権という権利がございます。この件に関しましては、譲渡の方向で進めていくということの方針でございます。その方針ではございますが、地元のご理解を得ながら進めていきたいということで、現在も地元のほうにご理解を求めているところでございます。

#### ○川上委員

市長、今の答弁は現在、入水、山倉の地元の皆さんの同意は得ていないという答弁ですよ。 上程は9月3日なんでしょう。今から3日までの間に今の段階では同意を得ていないけれども、 3日までに同意を強要するというようなことに聞こえてくるわけ。市長、きょうの段階で地元 の同意がないということを認めることはできませんか。

#### ○経済部長

私どもといたしましては、ご説明していく中でご理解は十分に得ているというふうには考えております。

#### ○川上委員

説明をしていく中で十分に理解を得ていると、誰の理解を得ているんですか。私は、入水と 山倉の地元の住民の皆さんと言っているでしょう、さっきから。あなたが十分に理解を得たと いうのは、誰のことを言っているんですか。

#### ○経済部長

これまでもご答弁いたしておりますとおり、庄内地区の自治会長会等々にもご説明していく中で、入水、山倉の地元の皆様の理解を得ていくということで、これまでもずっと話をしてまいりました。当然、答弁いたしましたように、住民としては入水、山倉の住民の方々と理解しております。

#### ○川上委員

入水、山倉の皆さんが、あなたは十分にと言ったでしょう。市長、聞いたでしょう、十分にと。何戸あるんですか、入水と山倉の全戸が同意書か何か書かれているんですか。どういう意味ですか。十分に入水と山倉で。そういう意味でしょう、先ほどの答弁は。入水、山倉で十分に理解を得ているという答弁になるんでしょう。二回の答弁を合わせて言えば。何戸のうちどのくらいの所帯で同意がとれているんですか。同意書はあるんですか。

## ○経済部長

この同意につきましては、同意書という形を必要とするということは考えておりません。ご 説明していく中で、皆様のご意見を総括していただきまして、同意とご理解というふうに考え ております。個別の同意書ということについては、考えておりません。

#### ○川上委員

そうしたら、自治会として同意書が出ているんですか。自治会長という肩書で同意書が出ていますか。入水自治会長、山倉自治会長ということで出ているんですか。

#### ○経済部長

文書としてはいただいておりません。

#### ○川上委員

文書として出てないということは、日本語は便利がいいから、今のままだったら口頭でいただいているということになりますけれど、口頭で了解をもらっているんですか。

#### ○経済部長

今おっしゃっております了解というところでございますけれども、全戸に対して了解を得ているということの行為は行っておりません。ただ、ご説明をしていく中で、役員等々の方々にこれまでもご説明をしてきたところでございますけれども、その件については、一定のご理解をいただいているというふうに考えております。

## ○川上委員

市長、さっきは十分にと言ったでしょう。十分に入水と山倉の地元の住民の皆さんから理解を得ていると、同意を得ているという答弁だったでしょう。聞いたでしょう、一緒に。答弁を変えるわけ。さっきは十分にと言ったじゃないですか。各戸から同意書をもらったのかといったら、いや必要としませんと。自治会長の名前で同意書がでたのかと聞いたら、これで十分なんですか。これ以上何か答弁することがありますか。私はいま決めつけているんですよ。入水、山倉の地元の住民の皆さんから同意がないということを確認しかかっているわけですよ。何か抵抗することがありますか。

#### ○経済部長

十分にと申し上げましたのは、我々行政として十分にご説明を重ねていっているということでご説明をしたつもりでございます。その中で、全員の方という意味で、十分とはどれくらいかと、同意がどれくらいの範囲かということになろうかと思いますけれども、その分については、全員ではないので、一定のご理解を得ているというふうにご答弁をさせていただきました。私どもとしては十分にご説明をしているというふうに考えております。

### ○川上委員

森友学園問題かなにかの質問をしているみたいな気がしてくるね。説明は十分にしたと、あなた方は十分かもしれないけど、地元のほうは十分ではないでしょう。だから、圧倒的に反対ではないですか。市長にはすでに、私は8月21日に面会をして申し入れをしたけれども、その折に情報提供をしたでしょう。自治会長さんのお名前で、議会に対しては困りますという請願提出の用意がもう既にあると。地域では、反対の署名も始まって広がっているという情報提供をしたではないですか。これが事実でしょう。なのにあなた方は、これは白を黒と言いくるめるというのも、もっと酷いね。市長、この段階で地元の同意がないんだけれども出すという事実が浮き彫りになったと思うけど、そう思いませんか。

#### ○市長

庄内の自治会長会の中で、国の動向の変化、そして市の考え方に基づいての今回提案したような案件について説明を6月、7月としてきたところだというふうに聞いております。その中での自治会長さん方のご意見も伺ってきました。市の都合、そして見通しについては理解でき

るけれどもということでその先の地域への思いだとか、それから不安要素についてもご意見が出たということでございます。その後、担当課のほうで今ご指摘の入水、山倉について根気強く説明には回っていき、先ほど部長が言いましたように、一定の市の考え方としては理解していただいているという段階だと思っています。今回提案しておりますのが、ここから先具体的に恐らく条件整備なり将来への不安解消等について協議をする中で、さらに安心と理解を得る必要があると思っておりまして、その分については、私ども行政だけでなく、関係する業者の責任において私たちの監視のもとで、それを約束して実行させることが必要ですので、今回、上程させていただいているような状況でございます。

#### ○川上委員

今の答弁は大体5月までの態度ですよ。6月27日の答弁以前の態度なんですね。今の市長の答弁の流れの中で、6月27日の一般質問に対する答弁が出たわけですよ。地元の住民の皆さんというのは、入水、山倉で、この地元住民の皆さんの同意がなければ、鉱業権、関連する市有地は売却しないと、明確な答弁でしたよ。さすがだなと思われた人もおったと思います。私はあんまり思わなかったけど。しかし、その約束を実行してもらおうというふうには私も決意しましたよ。何が変わったんですか。地元同意がなければ売却しないと言った6月27日の立場、きょうは同じ日付の8月27日の2カ月であっさり手のひら返しというか、裏切るような議案を上程するという、この間に合理的な何かがないといけないでしょう。その合理的な何かというのが、何かをちょっと説明してください。

#### ○経済部長

一般質問でご質問いただいた折にご回答いたしております。今回の上程につきましては、一般質問の中でもご回答いたしましたように、鉱業法の改正ということが一つ、平成24年改正というのがございました。これにつきまして、国のほうとも協議をしながら延長してきたわけでございますけども、その延長の条件といたしまして、この事業を遂行することができる事業者が明確にあらわれた場合については、これを売却するという形で整理をいたしております。その後のお話といたしましても、先ほど市長からもお話がございました、庄内の自治会長会及び山倉、入水等の役員の方々へのご説明、そういったものについて継続して話をさせていただいております。その中で今、国の法律の中で1番行政としても有利と申しますか、この鉱業権の執行に関してかかわりができるといった状況の中で、この鉱業権の譲渡について、上程をさせていただいたというところでございます。したがいまして、この間については、いろんな課題について、地元とも協議をしながら進めていったということで今考えておるところでございます。

### ○川上委員

6月27日、地元住民の皆さんの同意がなければ売却しないというふうに約束したわけですね。これが2カ月の間に態度を豹変させるわけでしょう。何か合理的な理由があるのかと聞いたわけですよ。今の話の中で、何かまともなことが一つくらいありましたか。法律が特別に変化したか、なにも変わっていないでしょう。それから、九州経済産業局長との関係でも、来年の8月31日まで延長を認められているわけですよ。次の延長を申請するかどうかは来年の6月の中旬ぐらいでいいわけでしょう。大体2週間くらいで許可するんですよ。それからもうつ、関の山鉱山株式会社、麻生セメントと関連が深いところだけど、ここも態度は変わっていないでしょう。直近で公表されている事実といえば5月10日に要望書を持ってきたでしょう。その中は三段論法ですね、内容は。一つは、彼たちが認めているんですよ。長い間地元に売却、採掘を認めてくださいと言うけれど、同意が得られないと認めているわけですよ、自分で。文書で書いているんだから。だけど、自分のところも掘りたくて仕方がないというふうに言っているわけですよ。住民同意はないけれど掘りたいと。ここからの結論が面白いわけです。よっ

て、飯塚市に格別の配慮を賜りたいときているわけです。だから飯塚市に地元の同意があろうとなかろうと私に売ってくれという要望書が5月にでたんですよ。だから事態を重視して、6月で質問したではないですか。そうしたら皆さんがそうだなと、やはり地元住民の皆さんが同意しないのに売るというわけにはいかないという答弁をして、この2カ月に何かがないと、こんなふうに手のひらが変わるわけがないでしょう。今の答弁では、2カ月間、法律上のことも関の山鉱山株式会社のほうからも何ら変化がないのに、飯塚市だけが勝手に変わったということになりますよ。流れからいえば。合意はないでしょう、今の段階で。この現実を見たときに、このまま合わせて6千万円の予算を計上し続けるのか、削除するのか、出し直すのか、それから116号は撤回するのか。まだ時間がないわけではないでしょう。時間がないと言っているのは関の山鉱山株式会社だけなんですよ。国も時間があると言っている。飯塚市だって立場から言えば時間はあるじゃないですか。住民の皆さんはしっかり反対と言われているわけでしょう。何でこんなに急いで上程する必要があるのか。そこのところが、議案に賛成とか反対とかいう以前にわからないわけです。合理的な説明ができませんか、市長。誰かと会って、こういうまともな提案を受けたので、手のひらを返すことになるけどもやろうと思いましたというようなことがないんですか。

#### ○市長

6月議会以降、いろんなご指摘を受けた中で、恐らく今のやりとり、今回の財産の処分、もしくは今後出てきます財産や土地の処分等々について、関連が出てきそうなので、この場であえて答弁させていただきますが、今質問者がおっしゃっている、例えば同意ということについて、関係の世帯が60世帯あるとして、60分の60が必要なのではないか。でないと同意とは言えないのではないかという考え方で述べてあるように聞こえてなりません。私は、市として基本的な方針だとか、将来を見越したところで、その関係地域の方々のご理解をいただくこと、そして丁寧に説明すること。そして、例えば60世帯のうちの多くの方々がご理解をしていただければ、それは同意と考えてでも市として進むべきことは進まなければならないのではないかと思っておりますので、同意ということが、この2カ月の間、担当部局が地元に入って説明する中で、大きな流れの中でのご理解はいただいたものと思って今回提案しているものでございます。

#### ○委員長

ちょっと待って下さい。委員の皆様に申し上げます。今の答弁の限り、議案としての要件を満たしているため、議長はこの議案を提出し、上程しなければならないということです。それと委員の皆様、実質的な議案の審議に入っておりますので、あとは本会議の質疑の際にお願いしたいと思います。最後にしてください。

# ○川上委員

私はさっきから議案の賛否についてものを言っていません。上程について立場があるのかと市長に、そのことを問うているわけです。それで、今の市長の答弁から言えば、住民の総意として、自治会の名前で反対ですと、困りますと、自治会として総意として、市長に申し出があれば撤回するということにならざるを得ないと思うけど、もともと、片峯市政は、背私向公というふうに言われていますよ。これは何ですかと聞いたら私に背いて公に向かうと。私はその後があるでしょうと。これ臣の道なりという続きがあったではないですかと。これは究極の、まだ王様のおる時代の話だから。聖徳太子がつくったと言われている15条ですよ。17条のうちの第15条でしょう。これ臣の道なりだから、王様につかえるものは、自分を捨ててでも、王様のために頑張れという内容だから、これは一遍やめたほうがいいですよと言ったでしょう。日本国憲法はなんと言っているかというと、くどいけど、こういっているではないですか。第15条第2文ですよ。すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと言って

いるでしょう。7月24日の庄内の自治会連合会の折に飯塚市が、関の山鉱山株式会社の幹部 を連れていっているでしょう。傍聴させていますね。それは自治会長会が判断したことだから というのもあるけど、飯塚市が利害関係人をそういう場に連れていくというのがよくわからな い。それから、地元の説明会にも利害関係人の関の山鉱山株式会社の幹部を連れていったでし ょう。この関の山鉱山株式会社の中村社長が地元住民の同意をずっと得られなかったと。だけ ど自分はもう買いたくて、掘りたくて仕方がないから飯塚市さんよろしくと特別なことをやっ てくださいと、特別なことを要求したのよ。先ほどの憲法15条との関係で、どういうことに なるでしょうか。全体の奉仕者であって、この日本語は終わりなんですよ。でも特別に憲法は、 一部の奉仕者ではないということを明確に書いてある。2回言っているわけです。一部の奉仕 者ではないと。あなた方はもう地元の同意があろうとなかろうと、ないのは承知の上で買いた くてしようがないので飯塚市さん特別扱いしてくれよという、格別の配慮だから、特別扱いを 要求しているわけですよ。それを拒否して当たり前じゃないですか。でもあなた方は、特別扱 いをずっとして、この数カ月、その前もあるかもしれない。今日に至っているわけですよ。関 の山鉱山株式会社の幹部が地元の同意を得る努力を何かしたんですか。自分たちとして会社と して中村産業グループとして、麻生でもいいですよ。なにか地元に説明会をするから来てくだ さいとか、名刺を持って回ったんですか、60戸。回っていないじゃないですか。飯塚市と地 元で話し合うところに、何だか来て説明して量が半分ですとかそんなこと自分たちが説明して しかるべきでしょう。なぜ飯塚市が、税金で給料をもらっている皆さんが関の山鉱山株式会社 の代行するんですか。だから、市政の根幹にかかわることが今起こっているということを言っ ているわけですよ。そういう議案だと性質から言えば。これに対して住民がちょっと待ってく れというのは当然と思います。だから市長、地元の自治会の名前で正式に取り下げてくれとい う要望が出たら、検討してくれますか。理屈から言えばそうなると思うけど、どうですか。 ○市長

もし、例えば庄内の自治会長会、そして入水、山倉の自治会の方々の多くの賛同を得て、そのような要望書が出てきましたら、当然、それを受けた形で、市として、先ほどから指摘があっていますような地元の同意、ご意見も拝聴しながら、そして市として将来どうすべきか、どうするほうが市全体にメリットがあるのかということを総合的に勘案し検討する。それは当然のことだと思っています。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○奥山委員

まず108号、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例、ここでお伺いしたいんですが、主な改正内容ということで、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給、審査機関の設置ということで、今までも、当然支給はされていたかと思いますけれども、設置することで期間が長くなるのか、短くなるのか、出なくなる確率が高くなるのか、その辺をちょっと、議案のほうにも詳しく書いておりませんでしたので、ちょっとお答えいただけたらと思います。〇委員長

奥山委員に申し上げます。本日出席の所管のところは、資料持ち合わせてないようなので、 議案の質疑の際にお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

#### ○奥山委員

議案の122号、市道路線の認定ということで、大きく三つ、農道格上げに伴うのが6路線で1888.1メートル。それから開発帰属に伴うもので、1路線、87.5から寄附才納2路線で95.5メートルということで、農道格上げの地域は学童地域で過去にも水害というか、かなりの水が出たときには、あそこは船でいかなくてはいけないぐらいの水害があったと思い

ます。当然、住宅のほうもかなり水害があったと思いますけれども、今まで農道の管理はどこがされておられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○委員長

奥山議員に申し上げます。これも議案の質疑になりますので、議会運営委員会の付託事件の 範囲を超えておりますので、ご了承お願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

## ○奥山委員

一般的なことで、開発帰属というのがありますけども、当然、住宅会社が開発をして、そこの中を通っている道路、当初は市道だというふうに思いますけども、こういうふうに開発帰属で市道認定されると。あるところで、小型になっているんですけれど、これもそうですけども、下水の勾配が悪くて水がはけていないと、ずっと水がたまって、この時期に臭いがでてくるわけですよ。それは市道認定されているんですよ。こういう開発地域もあるんですね。まだ私も具体的にあれしてないですけども、そういうところは事前にどういう形で認定といいますか、勾配であるとか、今後将来、市道にしたときに市のほうはかぶらなくてはいけないことが多くなるのかというところまで、検査なりしてあるのかどうかというところをお尋ねします。

### ○委員長

奥山議員に申し上げます。この件に関しても、全く所管の委員会は、経済建設委員会と思われますし、議案の審議に関しては、本会議場の質疑の時間でお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。質疑を終結いたします。

## (なし)

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。「令和元年第4回市議会定例会議案一覧表」をご覧ください。議案第99号は総務委員会に、100号は経済建設委員会に、101号から104号までの4件は総務委員会に、105号は経済建設委員会に、106号及び107号は協働環境委員会に、108号は福祉文教委員会に、109号は協働環境委員会に、110号から112号までの3件は経済建設委員会に、113号は総務委員会に、114号は経済建設委員会に、115号は総務委員会に、116号及び117号は経済建設委員会に、118号は総務委員会に、119号は福祉文教委員会に、120号は経済建設委員会に、121号は総務委員会に、122号は経済建設委員会に、121号は総務委員会に、122号は経済建設委員会に、121号は総務委員会に、122号は経済建設委員会に、123号は総務委員会に、それぞれ付託していただいてはと考えております。

次に、人事議案であります議案第124号から128号までの5件は、最終日に上程し、提 案理由説明の後、委員会付託省略をはかっていただき、質疑、討論、採決としていただいては と考えております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から12号までの12件につきましては、後ほどご審議いただきます特別委員会に、13号から16号までの4件につきましては、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいてはと考えております。

最後に、報告事項3件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいてはと考えております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○川上委員

決算特別委員会について、質問及び意見を述べたいと思うんですけれど、決算特別委員会の 定数は11人ということで——。

## ○委員長

川上委員、その件につきましては、決算特別委員会の審議事項として4番目の項でありますので、その際にお願いできますか。ほかに質疑はありませんか。

## (なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議 ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。「令和元年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。会期につきましては、9月3日から26日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のと おりと考えております。なお、このうち、初日6番目の「議案に対する質疑、委員会付託」 につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

#### ()委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ○川上委員

決算特別委員会は、定数11人ということで――。

#### ○委員長

それは後にしてください。次の項で、やってください。今3番目です。ほかに質疑はありませんか。

#### (なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議 ありませんか。

#### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、決算特別委員会の設置について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

認定第1号から12号までの12件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査日程につきましては、今定例会中の9月19日、20日、及び24日の3日間としていただいてはと考えております。なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「平成30年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいてはと考えております。以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○川上委員

この間、おおよそ700億近い決算を決算特別委員会でやってきた経過があると思います。 メンバーの人数は、全議員28人中の11人と。ある段階から、持ち時間制ということに、委 員会の中でなって、持ち時間50分ということできました。とりあえず、それでやってみるかという非常にアバウトなことで動き始めたと思います。振り返ってみたら、これほどの巨額の執行に関する決算を審査するんだけど、50分の持ち時間で足りないという議員もいるし、それから50分丸々残してどうもないという方もおられるわけですよね。こういうありさまは、議会として、地方自治法で求められる行政の監視機関としての役割を十分に果たしたと言えるかということをやはり振り返る必要があると思います。そこで、私としては、定数11人を改めて28人全員で特別委員会をつくり、特別委員会は、委員会ごとに分科会をつくると。よその議会でも、やっているところもあるわけだけども、そして持ち時間とか言わないで、会期内いっぱい質問ができるようにするというふうにすれば、今まで10月、11月に行っていたこともある決算特別委員会の教訓を生かすためにということで、9月議会に早めたわけでしょう。次年度の予算編成に参考にできるようにということで、9月議会に早めたわけでしょう。次年度の予算編成に参考にできるようにということで。そういった流れを考えれば、今言ったような特別委員会の設置、運営のあり方というのが合理的かと、議会としての役割が発揮しやすいのではないかと思うんですね。委員長、諮ってもらえませんか。

## ○委員長

お諮りいたします。今、川上委員からの要望のとおり、人員改正及び持ち時間制について、 変更することに承認いただける方は挙手をお願いします。

## ( 発言する者あり )

取り消します。今の川上委員のご意見に対してご質問、ご意見等がある方は挙手をお願いします。

## (なし)

では、お諮りいたします。ただいまの川上委員の提案について、賛成の委員は挙手をお願いします。

#### ( 挙 手 )

賛成少数。よって、否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

#### (なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。認定1号から認定12号までの12件については、事務局説明のとおり決算特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

#### ( 異議あり )

それでは、改めてお諮りいたします。決算特別委員会を設置し、審査することに賛成の委員 は挙手をお願いします。

## ( 挙 手 )

賛成多数。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の名称は、平成30年度決算特別委員会とし、委員定数は11人とすることに、 賛成の委員は挙手をお願いします。

## ( 挙 手 )

賛成多数。よって、特別委員会の名称は及び委員定数については、そのように決定いたしま した。

次に、委員の人員割り振り等について、事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「平成30年度決算特別委員会人員割表」をご覧ください。 委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。各会派の人員から2.5名 につき1名の割合で選出をしていただきたいと考えております。正副議長及び監査委員につき ましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきま しては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間等で協議のうえ、3名を選出していただきたいと考えております。選出委員の届け出期限につきましては、8月30日、金曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては9月3日、火曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいてはと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。委員の人員割り振りについては、事務局説明のとおりとすることに、賛 成の委員は挙手をお願いたします。

### ( 挙 手 )

賛成多数。よって、委員の人員割り振りについては、そのように決定いたしました。

次に、人員の届け出期限は8月30日、金曜日、午後5時までとし、特別委員会の設置時期 については9月3日、火曜日、本会議での議案の委員会付託のときとすることに、賛成の委員 は挙手をお願いします。

#### ( 挙 手 )

賛成多数。よって、人員の届け出期限及び特別委員会の設置時期は、そのように決定いたしました。

次に、一般質問、議案の質疑通告及び意見書案、請願の提出締め切り日について事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、8月 28日、水曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月4日、水曜日、午後 5時までに提出していただきますようお願いいたします。なお、認定第1号から12号までの 認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。一般質問、議案の質疑通告及び意見書案、請願の提出締め切り日については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについて、事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

前回の本委員会以降、昨日までに提出されました陳情が1件ございます。

「陳情第5号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情」につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。陳情の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議員派遣について、事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

去る7月30日に、福岡市で福岡県市議会議長会議員研修会が開催され、議員が参加いたしております。閉会中に申し込み手続きを行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定がなされておりますのでご報告いたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、その他ですが、議員研修会の開催について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

各議員には先日ご案内しておりますが、本会議初日、9月3日、火曜日の午後1時から議員研修会の開催を予定しております。もし研修開始時間までに本会議が終了しないと判断される場合には、講師のご都合もございますので、本会議をいったん休憩し、研修会を開催したのちに、あらためて本会議を再開するという議事運営とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

最後に、次回の委員会は9月3日、火曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。